

# 社会調査における倫理問題とフィールド調査：協力拒否と結果の代表性<sup>1)</sup>

南 保輔

1. はじめに
2. 社会調査における倫理
3. 量的データと調査結果の代表性
4. フィールド調査における代表性：調査協力の時間的サンプリング
5. フィールド調査の倫理問題：結びにかえて

## 1. はじめに

科学の倫理が、日本社会においても近年大きな関心となりつつある。医療場面においてインフォームドコンセントの必要性が叫ばれだしたことを見られるように、医学や医療において生命倫理の議論がます盛んとなった（森岡 1994; 保阪 2002）。社会科学 (social science) は、社会を対象とする科学であり、調査ではその構成員である個人を対象とすることが多い。南の研究の場合、授業場面を観察したり、教師や母親、子どもにインタビューしたり、学校だよりなどの文書記録を調べたりといったデータ収集活動を行ってきた。こういった調査活動にあたっては、校長や学級担任の教員から観察許可を取り付けたり、保護者からインタビュー協力の同意を得たりすることになる。組織生活や個人生活の開示なくしては、経験的な社会科学は成り立たない。南は、1990年から翌年にかけてアメリカ西海岸 S 市にある日本語補習授業校なぎさ学園を中心にして海外家族の帰国「再適応」過程の調査を行った。その結果の発表（南 2000）を契機として、海外帰国子女の「その後」について追跡調査を現在進めている。本論では、一連の調査で生じた協力拒否の事例を題材として、ミクロな質的・記述的フィールド調査研究における倫理問題について検討を行う。

社会調査の倫理問題といつても、調査協力が得られるかどうかに限られるものではない。社会調査という活動も社会生活の一部である以上、その全局面において倫理が問わされることになる。本論の根本的な立場は、倫理問題は社会科学の存立基盤と密接に関わっているというものだ。どのような問いを経験的に取り上げができるかということさえ、倫理上の問題と無縁ではない。日々人びとと相互作用を行うフィールド調査においては、調査と倫理が不可分であるということを常に意識させられることになる。

調査に応じるかどうかは、調査の対象となる人間にとて、ほぼ唯一の明示的な意思決定の機会だろう。ある意味、倫理上の問題はここに凝縮されている。また、この意思決定が調査、とりわけ調査結果にたいして有する帰結は大きい。調査結果は、当然のことながら、調査に応じた対象者が提供する情報にのみ基づくものだからだ。調査結果が、想定している対象母集団の特徴をどれだけ代表しているか、一般化可能であるかを、代表性あるいは一般化可能性と呼ぶ。本論が協力拒否と代表性を結びつけて考察しようとするのはこのような問題意識に立っているからだ。

ここで、南の調査過程において生じた調査協力拒否事例の一部を紹介しておこう。1990年から91年にかけてのS市における調査では、近いうちに日本に帰国する家族に協力を依頼していた。インタビュー調査は、なぎさ学園の教員と児童生徒の保護者（ほとんどが母親）を対象に行っていた。インタビュー協力者の知り合いで、帰国予定がある家族を紹介してもらうという、いわゆる雪だるま式サンプリング法（機縁法とも言う）で調査協力者を拡大していく。この際、帰国予定の知人に南の調査の趣旨を話し、内諾が得られたら連絡先を教えてもらうという手続きを基本にしていた。そういう事情があったのだろう。南が電話をしたときには、とくに拒否されることもなく、大半の方にはインタビューに応じてもらうことができた。ただ1人、秋山さんの場合は違っていた。電話をしたところ、協力できないと断られた。このとき、とくに事前に打診するということをせずに、紹介者は秋山さんの電話番号を教えてくれた。調査に協力するのが当然と紹介者はとらえていたが、秋山さんには違う考え方、事情があったということだろう。

石川さんの母娘には、帰国直前と帰国直後、帰国後5年してからの3回にわたりインタビューに応じてもらっていた。帰国直後小学校6年生だった娘が、

高校生になってアメリカに1年間留学することになったからだ。交換留学直前にはインタビューに快く応じてくれたものの、交換留学から帰国した1年後に連絡したときには協力を拒否された。留学中にホストファミリーとうまくいかず、それを思い出させたくないと母親が配慮した結果だった。

上田さんの家族は、南がS市での調査に着手する直前に帰国していた。日本で連絡がつき、母親に話をうかがった。娘が通っている公立小学校で授業の様子などを観察したいという希望を伝えると、上田さんが学級担任の承諾を取り付けてくれた。しかし、約束の日に出向いたところ、校長から観察は認められないと申し渡されてしまった。

江本さんは、1991年にS市でインタビューに応じてくれた。2002年にS市を訪問した際に連絡したところ、追跡調査への協力を拒否された。2000年に出版した書物においては日本に帰国した家族を中心に取り上げたが、1991年の調査協力者でその後もS市にとどまっている家族が多い。南は、帰国適応過程調査の対象とならなかった、S市に残っている家族とのインタビューをもとに、「海外在住日本人のコミュニケーション行動」という論文をまとめて紀要に発表した（南 1995）。江本さんをはじめとする調査協力者に抜刷を送付していたが、江本さんはそれを読んで、もう協力したくないと思ったということだった。

大山さんは、生後すぐに家族とともにS市にわたった。ずっとS市で暮らしていたが、日本の大学に進学することを選んだ。大学卒業後日本で社会人となつたところで、南の調査に協力してもらった。だが、録音したものを起こして、語り口をそのままデータとして公表することはしないという条件がついた。その理由は「恥ずかしい」からということだった。

これらが、調査協力確保（アクセス）に際して南が経験した「トラブル」のすべてというわけではない。実際には、最初は躊躇しているのを、説明し説得して、最終的に協力してもらえることが多い。すぐに応じてもらえない場合でも、その後の交渉によって、調査協力を確保できることがあるというわけだ。ともあれ、これら拒否の具体例を参照しながら、倫理問題について論じていくことにしたい。

## 2. 社会調査における倫理

社会（科）学の調査法の教科書である Neuman 著『社会調査法』(1997) は、「質的アプローチと量的アプローチ」という副題が示すように、社会調査法の教科書として質的アプローチにもかなりの紙数を割いている。それまでによく使われてきた Babbie (1995) のテキストが質的アプローチを申し訳程度にしか取り上げていないのとは対照的だ。<sup>2)</sup> 「量的データを扱う調査」として Neuman は、実験とサーベイ、内容分析と既存統計の活用について紹介している。「質的データを扱う調査」として取り上げられているのは、フィールド調査と歴史的比較調査だ。Neuman テキストのもう 1 つの特徴は、倫理問題 (ethical issues) を大きく取り上げていることだ。「社会調査における倫理問題と政治問題」という章を設けて、35 ページをあてている。以下本節では、Neuman による整理を紹介しながら、社会調査における倫理問題への一般的な処方箋を提示しておこう。

学会などの定める倫理綱領やほかの調査者から指針が提供されるという面はあるものの、倫理的なふるまいは最終的にはひとりひとりの調査者にかかる 있다고 Neuman は言う。「倫理は、調査者に始まり調査者に終わる」(Neuman 1997: 443) のだ。

倫理問題とは、調査を適切に実施するやり方に関して生じる関心やディレンマ、葛藤である。なにをすること、あるいはしないことが正統か、「道義的 (moral)」調査の手続きとして含むべきものはなにかといったことを倫理は規定する。倫理上絶対だというものは少ない。問題の大半は、競合する諸価値間のトレードオフを含み、個別の状況次第というものだ。決まったルールはほとんどないとはいうものの、合意されている原則はある。それでも、これらの原則同士が実際の場面で食い違うこともある。多くの倫理問題は、科学知識の追求と、研究対象となっている人びとや社会のそのほかの人びとの権利という 2 つの価値をどうバランスするかが絡んでいる。社会生活についての理解を前進させたり、意思決定を改善したり、調査参加者を援助したりという利益の可能性は、尊厳や自尊心、プライ

バシー、民主主義的自由の喪失などといったコストの可能性と衡量される必要がある。

(Neuman 1997: 443)

学問の自由は日本国憲法で保障されている基本的人権であり、これを一元的に規制することはできない。どんな調査をどのように実施するかは、調査者ひとりひとりがその利益とコストを衡量して決定すべきことなのだ。ナチの戦争犯罪者の子どもたちにインタビュー調査をしている心理学者の Bar-On は、以下のように述べている。

初回のインタビューを設定するために新しいインタビュイーに電話するときには、(少なくともそうすべきなのだが)以下の質問を自分自身に問いかける瞬間がある：「おまえは、ほんとに彼／彼女の人生に関わろうという気があるのか。この出会いと介入がもたらす帰結を受け止めることができるのか。このことは、インタビュイー自身の立場から見ても正当化できることなのか」と。私自身がインタビューの予期せぬ帰結にも耐えられると感じ、インタビュープロセスがインタビュイーにとってもなんらかの価値があると考えられるときには、電話の呼び出し音を鳴らし続ける。だがこういった想定は、幻想、それとも利己主義的なバイアスなのだろうか。調査のプランを進めるという目的だけのために自分を納得させているのだろうか。私は、この問題を白黒のつけられないディレンマだと見ている。

(Bar-On 1996: 9-10)

絶対的なルールはないと言うものの、アメリカの法律や学会の倫理綱領をまとめて、倫理的な研究を実施するために守られるべき最低限の3つの指針を Neuman は提示している（表1）。

表1. 倫理的研究のための3つの指針

1. 調査協力者に、不必要なあるいは回復不可能な危害を与えないこと。
2. 可能なときには、調査に先立って参加への自発的な同意を得ること。
3. 不必要に、協力者の自尊心を傷つけたり、品位を貶めたり、有害な情報を公表したりしないこと。

(Neuman 1997: 443)<sup>3)</sup>

これらは最低限の基準 (minimal standards) だが、たとえば、「不必要」とはどれだけかというように、解釈の余地があるものだと Neuman は指摘している。

Neuman は、社会調査が人びとにおよぼす可能性のある危害 (harm) を、身体的危険、心理的危険、法的危険、その他の危険、という4つに分けて紹介している。危害を与えないという教えを実践するためには、どのような危害が生じる可能性があるかを知っておく必要があるからだ。まず、身体的危険だが、これは医学調査などに比べると、社会調査で生じる可能性は小さい。それでも、実験室に協力者を連れてきてなにか作業をしてもらう場合、動き回ったときに怪我をしたりしないよう安全に十分配慮することが必要となる。社会調査で最大の問題となってきたのは心理的危険であり、その典型はディセプション（欺瞞）を伴う実験で生じる心理的なストレスだ。たとえば、有名なミルグラムの服従実験では、実験参加者は「危険ーすごいショック」と表示がある電気ショックを作業パートナー（実は実験者のアシスタントで、電気ショックを受けている演技をする）に与えるように実験者から指示される (Milgram 1963; 1965; 1974 = 1980)。この実験の参加者は、「汗をかく、ふるえる、どもる、唇をかむ、うめく、つめを身にくいこませることなどが観察された。これらは、実験への反応としては例外的というよりも、特徴的なものだった」と報告されている (Milgram 1963: 375)。

法的危険の例としては、ニュージャージーマイナス所得税実験 (New Jersey Negative Income Tax Experiment) を Neuman は紹介している。これは、生活保護世帯に一時金を支給し、それがどのように使用されるかを調べるものだ。このような臨時収入を申告せずに生活保護を受給し続けるということは、不正であり法的訴追の対象となる可能性がある。調査を設計し実施する調査者には、

調査協力者の法的保護が必要になるというわけだ。もしこの実験への参加が生活保護の打ち切りにつながるとすれば、それは、Neuman の分類では4番目の「その他の危害」の例となる。企業調査の結果、ある管理職が期待されている職務上の成果を上げていないということがわかり、この管理職が解雇されるとすれば、これも調査がもたらす危害ということになる。以上のような過去の調査で生じた危害の知識をもとに、これを予期し回避すべきというのが倫理指針の1つめだ。

指針の第2は調査協力に際して自発的な同意 (voluntary consent) を得ること（表1）であり、そのために奨励されるのがインフォームドコンセントの手続きだ。具体的には、調査についての説明を書面で行い（趣意書）、これに署名してもらう（同意書）。趣意書に含むべき情報として Neuman が挙げているのが表2の8項目だ。

表2. インフォームドコンセント用紙に含むべき項目

1. 予想される調査期間を含む、調査の目的と手続きの簡潔な記述。
2. 調査参加に伴って生じる可能性がある危険や不快についての説明。
3. 記録の匿名性や機密性の保証。
4. 調査者が誰であるか、そして、調査協力者としての権利や研究についての疑問や情報がどこで入手できるか。
5. 参加はまったくの自由意思によるもので、いつでも自由に中止できるという明言。
6. 場合によっては使用されるかもしれない代替手続き。
7. 参加に伴って調査協力者にたいして提供される報酬や利点、および全体の調査協力者数。
8. 希望すれば、結果のサマリーが入手可能であるという明言。

(Neuman 1997: 450. Box 17.2)

「インフォームドコンセント」という言葉は、十分に情報を与えられた (informed) うえでの同意 (consent) を意味する。医師である森岡は、医療におけるインフォームドコンセントについて以下のように説明している。

医療におけるインフォームド・コンセントというのは、医師が患者にその病状をよく説明し、それに応じた検査や治療について十分な情報を提供し、患者はそれを十分に理解し承諾したうえで、だれにも強制されない自由な立場で検査や治療法を選びとり、その同意に基づいて医師が医療を行う、といった医療上の原則を意味する。

(森岡 1994: 10)

「十分な情報」や「十分に理解」という言葉に見られるように、「十分」という概念が鍵となっている。社会調査の場合、協力することによって実際にどのような負担がのしかかってくるかということに加えて、調査の目的や実施主体、全体の調査協力者数まで知らされることが「十分な」理解のためには必要となる。その上で、調査によって新たに得られる（と期待されている）知見と調査協力に伴う負担とのバランスを考えて、自発的な意思で協力するかどうかを決定するというのが期待されている理想像だ。<sup>4)</sup>

Neuman がインフォームドコンセント用紙に含むべきものとして挙げている 8 項目は一般的なものだが、ミクロな研究では、ほかに 2 項目を付け加えることがある。それは、録音・録画データの取り扱いに関するものだ。南はインタビューを、テープレコーダや IC レコーダ、MD レコーダなどを使用して録音することを原則としている。これを文字化して基本データとするのだ。大学院生として調査していたころは、文字起こしもすべて自分でやっていたのだが、研究助成を受けるようになってこの作業を人に依頼する場合がでてきた。そのため、文字起こしの際に録音記録を南以外の作業者が聞くという項目を、現在の調査で使用している趣意書には追加している。もちろん、文字起こしをする作業者が秘密を保持するよう、十二分に配慮していることは言うまでもない。

もう 1 つは、録画データの開示範囲の問題だ。社会的相互作用のミクロ研究においては、映像記録の情報量は圧倒的なものである（これを実験的に示したものに、南 1997 がある）。言語による記述には限界があり (Duranti 1997: 113)、画像のトレースや写真が論文に掲載されていると、その内容理解が飛躍的に促進される（トレース使用の例としては、Kendon 1970; McDermott et al. 1978; Goodwin 1981; Heath 1986 があり、写真使用の例には、Heath & Luff 2000 がある）。研究会や学会での発表報告においては、ビデオ映像を音声とともに提

示するということが最近では行われている（たとえば、2001年や2002年のアメリカ社会学会大会のエスノメソドロジー・会話分析系のセッションでの報告）。カリフォルニア大学ロサンゼルス校のチャールズ・グッドワイン教授は、自分の論文をCDに焼き込む際に関連のビデオクリップも合わせて収録し、読者が参照できるようにしているほどだ。

分析が対象としているデータを読者にも利用可能とする手段として、映像記録の添付はたいへんに強力なものだが、プライバシー保護の観点からは大きな障害となる。調査協力者の顔が映っていると、背景情報などを偽装してプライバシーを保護しようにも限界があるからだ。この問題に対処する手続きとして決まったものはまだないようだ。とりあえず採用されているのは、どの範囲まで開示を許可するかということを、調査協力の同意を取り付ける時点で聞いておくというものだ。南はまだこのような要請をしたことはないが、指導している大学院生は以下の6項目についてその可否を尋ねるという同意書を作成している（表3）。

表3. 録画記録の開示範囲

1. トランスクリプトを作成し分析すること。
2. トランスクリプトと分析を学術論文に公表すること。
3. 場面のトレースを学術論文に公表すること。
4. ビデオを学内の研究会で見せること。
5. ビデオを学外の学会やそれに準ずる場で見せること。
6. トランスクリプトにした場面をCD-ROMに保存し、学術論文に添付すること。

(大竹 2003:104)

冒頭で紹介した大山さんの拒否事例では、トランスクリプトを作成し分析すること(1)には同意が得られたが、それを公表すること(2)については許可されなかつたということになるだろう。<sup>5)</sup>

開示範囲に関する議論は、Neumanが挙げている基本指針（表1）の3つめの成果発表の問題と密接に関係している。調査協力者を傷つけるような情報を

公表しないというものだ。この問題を考えるのに、Neuman はプライバシー保護の方策として匿名性と機密性とがあると言っている。匿名性 (anonymity) とは、協力者が匿名で名前がない状態に留まるということだ。フィールド調査では特定の個人についての記述を提示するが、名前や場所は仮名にし、必要に応じて特徴のあるものは変更したりする。サーベイや実験調査では、協力者の名前や住所を破棄して、コード番号だけを使う。たいして、機密性 (confidentiality) は、情報に協力者の名前は付けられているが、それを公表せずに秘密にしておくというものだ。「情報は、特定の回答と特定の個人とを結びつけることができないような形で発表され、パーセントや平均といった集合形式 (aggregate form) でのみ公表される」(Neuman 1997: 453)。

「パーセントや平均といった集合形式」で情報を表象することができるのは、データが数量化されている場合に限られる。だが、社会科学が対象とする社会現象、社会生活はそれ自体としては数値となっていないものが多い。標準化、規格化が進んだ工業商品世界を扱い、貨幣価値が基本となる経済学はもちろん例外だ。数量化されていない現象を、調査者がなんらかの基準を設定してコード化し計数していくことになる。有権者である山田さんが「小泉内閣を支持」しているかどうかを決定して集計するということも、よくよく考えてみれば、それほど単純なことではない。山田さんが、郵便事業の民営化は支持するが、高速道路公団の民営化には反対で、国立大学の独立行政法人化に賛成で、所得税の配偶者特別控除の廃止に反対で、構造改革には総論としては賛成、などなどという場合に、全体として小泉内閣を「支持」するか「不支持」かを回答するように迫り、その回答によってカテゴリー化し「支持率」を計算しているのだ。

南は基本的に、質的データと量的データとは「情報縮約 (reduction)」の程度の違いだと考えている。「筆舌に尽くしがたい (beyond description)」という表現が日本語にも英語にもあるように、現実は言語化（質的データ化）すら拒むものだ。それを、どの程度まで縮約してデータとするのかという問題だ（この点については、南 2001 も参照）。質的データは日常使用されている言語によって産出される一方、量的データを収集するためには操作的定義にもとづく尺度や測度が必要となる。山田さんを「小泉内閣支持」の 1 人とすることは、経済問題や教育問題についての意見はもとより、ほかの政治問題についての見解も

捨象し、さらに各政策についての賛否をまとめてしまうという究極の縮約と言えるだろう。機密性が想定する「集合形式」での情報表象は、このようにして可能となるものだ。

インフォームドコンセント用紙に盛り込むべき項目について、録音・録画データを扱う場合、2つの項目を付け加える必要が生じると議論した。倫理に絶対的なルールはないという Neuman の指摘を本節冒頭で紹介したが、それは調査の方法ごとに対応すべき倫理問題が異なるからだ。匿名性と機密性という2つのプライバシー保護の考え方は、質的データと量的データの違いが反映されているものだと考えられる。次節では、この点を代表性という観点から掘り下げていくことにしよう。

### 3. 量的データと調査結果の代表性

平均値などの集合的に集約された量的データと、エスノグラフィー志向のフィールド調査が生みだす質的なデータとでは、その背後にあるモデルが異なっているというのが本論の考えだ。この差異は次第に明らかになりつつあるが、倫理問題はこの点と深く結びついている。アメリカの看護師人類学者(nurse-anthropologist)で、アフガニスタン移民を対象とするエスノグラフィー調査を行っている Lipson は、エスノグラフィーにおける倫理問題を論じる論文の冒頭で以下のように述べている。

サーベイ調査や実験調査に比べると、質的調査における倫理問題はそれほど可視的ではなく、より微細なものだ (less visible and more subtle)。これらは、長期にわたる親密な人間関係やインタビュー、参与観察を含むものである、質的方法論の特徴とも関係することだ。異なる調査デザインに特有の倫理問題を概観した Cassell (1980) は、ほかの調査から参与観察を区別する次ぎの2つの原則が調査者の行動に倫理的な帰結を有すると指摘している。第1に、フィールド調査は人間相互作用に基づくパラダイムであり、人間相互作用の外部にあると見なされるものとは異なる。第2に、フィールド調査者は自身が測定装置であるという点だ。

(Lipson 1994: 333)

調査活動はすべて社会的相互作用であり、社会科学、とりわけ社会学はこの側面を重視すべきだというのが、南の Ph.D. 研究を指導されたアロン・シクレル教授の根本的な立場である。シクレルは自身の立場を、エスノメソドロジーや認知社会学と称したことがあるが (Cicourel 1974) 、現在では「社会的認知 (social cognition)」が主要研究関心だと述べている（私信 2001）。

いわゆる量的調査においては、相互作用としての調査活動という側面があまり意識されずにきたのかもしれない。だが、日本社会においても人びとのプライバシー意識が高まり、この点を考慮せざるをえなくなってきた。たとえば、2001年5月にNHK総合テレビの『首都圏ネットワーク』で放映された報告によると、2000年の国勢調査では、「調査に応じなかった」世帯が首都圏で44万世帯に上るという。東京都では32万世帯で、全世帯の6パーセントにあたるという。<sup>6)</sup> 2001年秋の日本社会学会大会において社会調査についてのシンポジウムが2つ開催され、そのうちの1つでは倫理がとくに主題となった。各シンポジアストの報告後の議論において、調査が相互作用であることを再確認する発言があったことを付言しておきたい。<sup>7)</sup>

調査への協力拒否は、社会科学にとって致命的な問題である。経験科学としての生命線を支えるデータが得られないからだ。「全数調査」を売り物とする国勢調査の場合、存在意義そのものが問われかねない。まったく調査協力が得られないという事態はさておき、本節では、部分的な協力拒否の問題を、調査結果の代表性、一般化可能性の観点から検討していく。調査拒否という倫理の文脈で取り上げられてきた問題が、倫理に留まるものではなく、調査結果とも密接に結びついているという主張の一端をなすものだ。

そもそも、調査知見が代表的であるとはどういうことだろうか。一般化可能とはどういうことだろうか。たいへん大きな問題であり、ここで正面から取り上げる用意はない。ただ、調査協力者の特徴が対象母集団についてあてはまるという推論を可能とすることが代表性の核心であることは間違いない。この点を、サーベイ調査の1つである世論調査を例に論じることにしたい。<sup>8)</sup>

世論調査の1つに、投票所での出口調査がある。選挙の投票日に、投票を終えて投票所から出てきた人を対象に、報道機関は投票行動について質問紙調査を実施している。候補者の当選ができるだけ早く報じる資料とするためだ。このとき前提とされているのは、調査協力者の投票行動が有権者（厳密には、投

票する有権者) 全体の投票行動を代表しており、これに一般化できるということだ。調査協力者のあいだで最大の得票率を得ているので、鈴木候補が当選すると判断するわけだ。有名な『リテラリー・ダイジェスト』調査の失敗例を引くまでもなく、調査協力を依頼する人間(サンプル)の選定(サンプリング)が調査対象集団からランダムに確率的に行われているということが、調査結果の代表性を保証する。もちろん、調査対象に選定された人間(サンプル)全員が調査に協力して回答するということが、この図式を完成させるのに欠かせない。

出口調査の回答率(サンプルに対する協力者の比率)としては、79.7パーセントという仁平の報告がある(1996)<sup>9)</sup>。報道機関などによる一般的な世論調査では、訪問面接調査の場合の回収率は60パーセントから70パーセント、郵送法による自記式では30パーセント前後とされている。<sup>10)</sup>つまり、サンプルのうちの3分の1、ないし3分の2の回答がないままに結果が算出されている。このような調査結果がそのまま対象母集団全体にあてはまると考えるなら、これはサンプリング理論からいうと大きな問題だ。1936年のアメリカ大統領選挙を予測する『リテラリー・ダイジェスト』の調査の場合、自動車登録台帳と電話帳をサンプリングフレーム(つまり母集団)としていた。自動車も電話も所有していない低所得者層は調査対象からもともと除外されていたわけだ。除外された低所得者は人口の65パーセントにものぼり、しかも圧倒的にフランクリン・ルーズベルト支持だった。たいして、調査に協力した人は富裕層であり、アルフ・ランドンに大多数が投票すると回答した(Neuman 1997: 204)。

協力拒否が、サンプル内でランダムに生じていれば一般化する際に問題とはならないが、そんなことは考えがたい。自分の興味関心、利害のある争点が取り上げられている調査には協力し、そうでない場合には協力しないという傾向が予想されるからだ。調査に協力した3分の2と協力しなかった3分の1とが、まったく異なる候補に投票しようとしているとしたら、『リテラリー・ダイジェスト』の過ちが再現されることになる。

表4. ある出口調査の結果(仮想例)

協力	した	しない	合計
A候補	60	20	46
B候補	40	80	54
投票者数	(65)	(35)	(100)

表4では、小選挙区で候補が2人という場合を想定してみた。サンプルの65パーセントの人が出口調査に協力したが、残りの35パーセントは応じなかつたというものだ。協力者のあいだではA候補に投票したと言う人が60パーセントで、調査結果にもとづくとA候補が当選ということになる。しかし、調査に協力しなかった人ではB候補に投票した人が80パーセントを占めていたとしたら、全体の得票率ではB候補(54%)がA候補(46%)を上回る。つまり、出口調査が予測する当選者と実際の当選者が違うということになる。ここまで極端な事態はありそうにないとしても、3分の1の協力拒否者が調査項目についてどのような意向を持っているかがまったくわからないということは、代表性、一般化可能性に存在意義を求める調査の場合は看過できない問題だろう。

協力拒否がサーベイ調査の結果にもたらす影響について論じたものは多くない。古くは安田の研究、最近では杉山のもの（1996; 1997）が目につくぐらいだ。<sup>11)</sup> 社会調査法の教科書（中道 1997; Neuman 1997）を見る限り、サンプリング手続きを中心とするサーベイ設計段階に焦点が当てられているようだ。つまり、『リテラリー・ダイジェスト』調査の二の舞をいかに回避するかという関心だ。ただ、実験については、Campbell & Stanley (1963) が被験者の脱落(experimental mortality) の問題を取り上げている。「従属変数の変化が仮説を構成する独立変数の変化に由来するとの因果推論を適切に導くことができるか否かの問題を、『内部的妥当性』(internal validity) の問題という」（中道 1997: 167）が、この内部的妥当性を脅かす源泉の1つというわけだ。

世論調査は、量的データを収集する社会調査の典型例だ。これが意味を持つのは、民主主義という政治上の意思決定システムにおいてであることは言うまでもない。間接民主制では、有権者の最大多数によって選ばれた議員(representative) がその意思を代表する。2000年アメリカ大統領選挙におけるフロリダ州の投票結果が示すように、1票、1人の有権者の意思が（しかも、「熱烈な」支持に基づく1票ではなく、「なんとなく」の1票であったとしても）当選者を決するということが原理的にはあるのだ。質的データを重用する記述志向のフィールド調査の場合、推測統計的な意味での調査結果の一般化可能性が主要関心となることは少ない。調査の性質上、ある空間内の限られた人びとを対象とすることが多い。そもそも、普遍的で一般化可能な側面というよりも、固有でユニークな側面への関心に裏打ちされていると言うことができる。<sup>12)</sup>

#### 4. フィールド調査における代表性：調査協力の時間的サンプリング

大量の調査員を動員するサーベイ調査とは対照的に、フィールド調査では、調査の計画から実施、分析、結果のとりまとめまで調査者自身が行うことが多い。調査への協力依頼ももちろんだ。そのなかで、どのような人から協力を得られなかったかという情報も蓄積される。秋山さんが調査拒否した理由はわからないが、ほかの協力者とのやりとりを参考することにしよう。

まず検討を要するのは、調査目的と、これに関連する調査対象者資格の問題だ。選挙の出口調査の場合、投票所の出口で待ちかまえていて、出てくる大人を見かけば、「投票した有権者」だと想定してまず間違いはないだろう。世論調査は、ある範囲に居住する成人（有権者）が調査対象有資格者となる。対照的に、南の調査の場合、自分や家族が有資格か、適切なのかという点が問題となった。これは、最初の「再適応」調査ではそれほどではなかったが、今回の追跡調査において特に顕著だった。たとえば、追跡調査協力依頼の電話をしたとき、上林さんはあまり乗り気ではなかった。その理由は、子どもたちが「申し上げるような上等なことはしていない」というものだった。海外経験を生かして活躍しているのなら調査に積極的に協力するが、そうではないので自分は調査対象として適切ではないと言いたいかのようだった。

北野さんの場合、追跡調査には応じてくれたものの、それには当時の状況要因が大きかったと言う。大学生の娘が、南が連絡を取る直前に、友人から帰国子女であることを揶揄する悪口を言われたのだ。北野さんの娘は小学校4年生で帰国している。滞米期間も2年弱と短い。帰国後、英語学習に熱心に取り組んだものの、大学生になって特別に目立つということはない。北野さんは「もしこの〔悪口を言われた〕ことがなかったら、今回の追跡調査には、帰国後長くて、とくにお話することもありません。ごめんなさい」と断るところだったと言っていた。

いずれにしても、自分や子どもの現在の状況を、過去の滞米経験と結びつけて捉えているかどうか、「元帰国子女」という意識の強度が関係していることが見て取れる。上林さんの息子はまわりの人間とうまくやっていけないために、大学卒業後も正社員とはならずにフリーターを続け、母親としては気になって

いる。「上等な」生き方ではないというわけだ。フリーターを続けていることとアメリカで10歳まで育ったこととは直接関係していないと上林さんは見ていているわけだが、そうではないという可能性もある。息子は、大学時代に知り合った外国人ばかりとつきあっているというのだから。上林さんの息子の現在の社会生活が、過去のアメリカ生活経験とどのように関係しているかは今後の詳しい調査が必要だ。だが、「上等なこと」をしている、誇らしく語ることができる子どもについて話したいという心理が存在するという指摘をすることはできるだろう。<sup>13)</sup>

逆に、子どもについて悩みをかかえているからこそ、南の調査に応じたと思われる事例もある。北野さんの場合もそうだ。南から一般的な情報やアドバイス、あるいはほかの家族の状況などについて聞けるのではないかという期待が感じられる例がほかにもあった。<sup>14)</sup> つまり、自分の経験や考えが調査目的に合致していると考えている人、なかでもそれに自信を持っている人は、調査に協力する、そうでない人は協力しないという傾向がある。ただし、あまり自分たちの状況を誇りに思っていない人でも、調査協力することによってなんらかの情報を得たいと期待する人は協力する、とまとめることができるだろう。調査結果が、調査対象としている人びとのうちのどんな人からの情報を含み、どんな人の情報が得られていないか。結果の一般化可能性を判断する際には、調査協力者のこのような傾向を考慮に入れることが必要だ。

ここまで議論は、時間的な変化を考慮に入れない、いわば横断的設計(cross-sectional design)の考えに基づくものだ。歴史上のある一時点で母集団を輪切りにして、その特徴(的分布)を調べようという発想だ。<sup>15)</sup> たとえば、選挙結果予測の場合は、投票日の有権者の投票行動が推測されるべき全体像であり、ある意味、空間的な代表性が問題となっていると言うことができるだろう。それにたいして、時間的代表性・サンプリングも考える必要があるという主張を、フィールド調査経験に基づいてすることができる。

1節で紹介した石川さんの事例は、時間的なサンプリングを考える必要を強く示唆している。自分の生活がうまくいっていないときには、それについて話すことは誰しも気が進まないものだ。だが、そのような状況が永遠に続くわけではない。現に、石川さんに拒否された4年後、大学生となっている娘にインタビューに応じてもらった。留学時のいやな経験も、率直に語ってもらうこと

ができた。ほかにも、アメリカで生まれて高校卒業まで暮らした剣持さんの例がある。日本の大学に入学して1年目は勉強についていけず、留年してしまった。2度目の1年生のときには落ち込んで、あまり人と話すこともしない生活だったと言う。南がインタビューしたのは大学卒業後2年目だったが、剣持さんは社会人として世界を股にかけて活躍しており、そのような苦労を昔話として明るく話してくれた。仮定の話として、留年した当時に調査要請をされたとしたらどうだっただろうかと質問をしてみたところ、ちょっと協力する気にはなれなかっただろうと言っていた。

つまり、帰国「適応」経験を調べると言っても、その「全体像」に迫るには横断的な空間的広がりだけではなく時間的な広がりを考える必要があるということだ。帰国「適応」過程にはさまざまな局面・段階があり、調査に応じようという気になるときとならないときとがあるということだ。うまくいっているときにはいいが、うまくいっていないときには、そのことについて話したいとは思わないだろう。調査結果という観点から考えると、相対的にうまくいっている人たちの情報が多く集まるということになる。うまくいっていないこと・経験・人については、その渦中にある人による同時進行的な報告ではなく、望ましくない経験が過ぎ去ってしばらく経過してからのものが多いということだ。

そうだとすると、調査結果の代表性を考えるときに注意すべきものとして以下の2点を指摘することができる。まず、帰国「適応」経験が一時的なものではなく、ある時間的なひろがりを持つものであることを確認し、過程モデルを前提にエピソードや経験を理解する必要があるということだ。第2の点は、否定的な経験は同時進行的に記録することができないと再認識することだ。<sup>16)</sup> これは、実は報告される経験の性質に関わる大問題だ。インタビューで聞き出すことができる情報とはどういうものかという問題に関わっている。

このように考えてくると、調査対象単位が個人であるという発想そのものから問い合わせてくるのかもしれない。ひとつひとつの「エピソード」あるいは「経験」が「全体像」を構成する要素であり、代表性を確保するために調査対象のエピソードや経験をどのように選び出すべきかと考えていくべきなのかもしれない。<sup>17)</sup>

## 5. フィールド調査の倫理問題：結びにかえて

フィールド調査が時間的な広がりをもっているという特徴から、前節では、時間的代表性・サンプリングの重要性を指摘した。社会生活そのものが時間という次元を有することを考えると自然な帰結だろう。選挙というのは、ある時点を限定して民意を確定する制度だということが、このような考察を通じて逆照射的に確認されることになる。

社会調査も時間軸を持つ社会的相互作用であるということは、倫理上独特なディレンマを生みだす。長期にわたる接触のなかで、調査者が調査協力者と「友人」関係を形成してしまうことに付随するものだ。「友人」としてのおしゃべりや手紙のやりとりの中で得られた情報を、調査に使用することの許可を明示的に得るべきかという疑問が生じてくるのだ。

エスノグラファーはどれだけ頻繁に、そしてどんな状況で、自分が調査実施中だとインフォーマントに思い出させる必要があるのだろうか。電話でのおしゃべりが、アフガニスタンの文化を理解しようという私の試みに巨大な洞察をもたらしてくれたことがあった。これをフィールドノーツに記録しないとすれば、調査者として無責任ということになってしまうだろう。たとえば、(中略)私は、話しているときにメモしていると相手に告げることは出来なかった。もしそうしたら、たぶん相手の感情を害していただろう。しかし、そのときの会話がアフガニスタン文化についての私の理解を進めるのを本当に助けてくれたと言うことはした。

(Lipson 1996: 345)

先にも述べたが、Lipson はアメリカ在住のアフガニスタン系移民を調査している。彼女の直面したディレンマは南にとっても切実なものだ。というのも、本節では調査協力を拒否された江本さんとのやりとりの検討を行い、本論の結びとしようとしているからだ。このやりとりは、電話での会話であり、南はこれを江本さんに断ることなく録音している。

電話会話を録音するにあたって、会話相手の了承が必要だという考えがある

だろう。最近は、サービス窓口でのやりとりがもとでトラブルになることもあります、企業によってはサービス窓口に電話をすると、冒頭「この電話会話はモニターされています」という趣旨の断りが入ることがある。南はとりあえずは、会話を録音することと公表することは分けて考えている。その理由の第1として、人の記憶があてにならないということを挙げたい（たとえば、『記憶は嘘をつく』という邦訳書名の Kotre 1995 = 1997 を参照）。現在執筆している本論に取りかかるまで、南はこのときの電話のやりとりを聞き返すことはなかった。そして、江本さんの主張は、あまり英語を話すことができない自分の姿が、S 市の日本人仲間にさらけだされて恥ずかしいということだと理解していた。その当日か翌朝に記述したと思われるフィールドノーツの記述は、以下のようなものだった。

夜7時半になるのを待って〔インタビュー依頼の〕電話〔を〕する。満を持して、まず大丈夫と思った〔江本〕さんにかけると、拒否される。前の話を使ったの〔コミュニケーション行動論文〕を読んで、いやになつたらしい。最初はどこで使ったか思い出せなかつたが、新聞は漫画しか読まないとか、テレビは英語がわからないので見ないといったことらしい。ふーん。ちょっと、個人情報を出し過ぎたという印象もある。

問題となったコミュニケーション行動論文（南 1995）を執筆した当時の心境を詳細に記憶しているわけではないが、恥ずかしいと感じさせる発言をあからさまに開示するようなデータ提示は避けたつもりだった。S 市での調査に際しては、南（2000）の付論にもあるように、趣意書・同意書を作成し大学の倫理委員会の承認を受けて、と一通りの手続きも踏んでいた。調査の倫理についてそれなりの知識と意識とは持っていたつもりだ。アメリカに長期間居住しても、思うような英語運用能力を獲得できないというもどかしさについても、南自身が同じ境遇にあったこともあり、ある程度は理解していたつもりだった（ちなみに、南は通算7年余りアメリカに滞在した）。

それでも、江本さんのインタビューを少し長々と引用してしまったのかとは思った。インタビューの録音を文字化して、データとして提示して分析を進めるというスタイルは、1993年提出の Ph.D. 論文から2000年の書物まで重用し

たものであり、コミュニケーション行動論文においても、この方法を採用したことには覚えていた。だが、本論執筆に際してこの論文を読み直してみたが、江本さんとのインタビューから詳細に引用しているということはなかった。彼女の言葉として引用符をつけて直接引用したのは、英文の新聞で読むところと、英語のテレビ放送で見る番組、そして、友人づきあいとしてアメリカ人よりも日本人が多いという3つの短い発言だけだった。「発言」というよりも、「一言」と呼ぶのが適当なぐらいだ。

江本さんとの電話でのやりとりは、2度にわたり合計20分弱のものだった。分析のために詳細に文字起こししてみた。とくに話すことではない、もっと適任の人はいる、言葉を選んでしゃべれば良かったなどという趣旨の発言があったが、要は、論文を読んでいやだと感じたということだ。記憶とフィールドノーツの記述は、基本的には正しいと言えようが、主張の詳細までは記録できていない。そもそも、録音がなければ本節の議論をしようとは思わなかっただろう。

ここでは、あえて直接引用を避けていることを断っておきたい。文字化データの提示は、裁量や恣意性の余地が大きい発話解釈を、できるだけ中立かつ客観的に行うためのものだ。忠実に文字化したトランスクリプトを添付することで、分析の良し悪しを判断する材料を読者に提供するという目的もある。だが、語り口や言い回しを残したトランスクリプトは、調査協力者のプライバシー保護には逆行する。知人が読めば、誰がしゃべっているか容易にわかつてしまう。江本さんも、自分のことだとわかつてしまうから恥ずかしいという趣旨のことも言っていた。

コミュニケーション行動論文では、S市において日本語の新聞や雑誌、テレビ放送がどれだけ利用可能であるかということと、日本人の母親たちがどの程度英語でメディアに接触したり、人とコミュニケーションしたりしているかを報告することを目的としていた。全員が日本で生まれ育ち、成人後に渡米した人たちだったが、英語の運用能力で母語話者なしという人はいなかった。英語を使って現地の人と積極的に交際している人もいたが、それでも、日本人とのつきあいのほうが多いという人がほとんどだった。江本さんの英語使用は、S市に暮らす日本人の母親としては平均的、典型的なものであり、今回の電話でのやりとりの中で、江本さんもこれは認めていたことだ。

だが、記述が正しいからそれで許されるというものではもちろんないだろう。

調査拒否のやりとりをこのように取り上げるということ自体、江本さんが知れば気を悪くされるかもしれない。しかも、これだけ論じてきても、なぜ拒否されたか南自身その答えを見つけられずにいる。なんとなくいやだという理由を認めないというつもりはもちろんない。だが、拒否理由がはっきりしないと、対処方法を講じようにもできない。今回は時間の都合でかなわなかつたが、次回のS市訪問の際に江本さん宅に押しかけてインタビューを強く請うということを考えられる。ともあれ、南自身がこの出来事を反芻して、まとめておきたいと取り上げた次第だ。そうしないことが「調査者として無責任」とまで言えるかどうかには自信はないが。

いろいろな反省はあるが、1つははっきりしているのは、個人情報を開示しすぎたということだ。論文では、調査協力者21人の年齢や学歴、アメリカ滞在年数、夫の滞米形態などを個別にリストアップした表を提示した。日本人母親の英語運用能力を従属変数として考えた場合、これらの要因が独立変数として働いている可能性が大きいと考えたからだ。また、S市についてはその実名を明かした。日本語メディアという「情報環境」を記述するのに必要と判断したからだ。当時は調査データの詳細さ、信憑性を強調したいという思いが強かつたが、現在の時点で振り返ってみると、ここまで開示することはなかつたという反省がある。本論の結論として、情報の開示は控え目にすべしという教訓を挙げておくことにしたい。

調査結果の開示についても、ほかの倫理問題同様、これといった絶対的なルールはない。さらにやっかいなのは、倫理問題を判断する際の根拠となる価値が時代とともに変化するということだ。それでも、調査者は、調査のもたらす利益とコストをその都度考えて判断することになる。今後、現在進めている追跡調査の結果をまとめるとにはさらにやっかいな問題が予想される。時間的経過に伴う人間形成という経歴的側面は、個人情報を詳細に記述し要因同士を関連づけることを必要とするものだからだ。だが、個人の人生史・誌を再構成することによって見えてくるものの魅力は大きい。社会調査も社会生活の一部であり、社会的相互作用なのだと自分に言い聞かせながら、これからも調査活動に取り組んでいくしかないのだろう。

## 注

- 1) 本論が参照している調査の実施にあたっては、成城大学特別研究費ならびに日本学術振興会科学研究費の助成を受けた（基盤研究 C 「海外帰国子女の教育・職業経歴の縦断的追跡調査」）。また、本論は、南が 2002 年 3 月に日本発達心理学会で行った報告「倫理は方法・技法・テクニックの問題ではない」を一部利用している。最後に、調査に協力していただいたかたがたや組織に謝意を表しておきたい。なお、個人や組織の名称は本論では仮名を使用している。
- 2) Babbie のテキストは初版が 1975 年で、2001 年の 9 版が最新版である。2 版から 8 版までの出版年は、1979, 1983, 1986, 1989, 1992, 1995, 1998 年となっている。3 版までが 4 年ごと、それ以後は 3 年ごとの改訂となっている。さらに、1999 年には姉妹書と思われる *The basics of social research* の初版が出版されている。国立情報学研究所の NACSIS Webcat の記述によると、1998 年の 8 版の改訂版である。これの 2 版が 3 年後の 2002 年に出ている。これらも合わせると、これまでに 11 版も出されているということになる。たいして、Neuman のものは初版が 1991 年で、その後、1994, 1997, 2000 年と 4 版まで出ている。
- 3) 「調査協力者」をどのように呼ぶかには、学問ごとの歴史や考えが反映されている。心理学実験においては「被験者 (subjects)」が主流だったが、近年「参加者 (participants)」という用語に取って代わられつつある。サーベイでは「回答者 (respondents)」、フィールド調査では「情報提供者 (informants)」が使われている。Neuman は、ここでは “subjects” を使用している。実験に限定しているわけではないし、強いて違いを際立たせるには「対象者」と訳すのが適当だろうか。本論では、基本的に「(調査) 協力者」という用語を使用することにしたい。
- 4) 「国立国語研究所は 25 日、なじみの薄い外来語を日本語に置き換える『言い換え集』を発表した」と 2002 年 12 月 26 日の『日本経済新聞』朝刊は報じている。そこでは、「インフォームド・コンセント」を「納得診療」と言い換えることが提言されている。
- 5) 開示範囲の同意に関するこの議論では、音声と映像・画像を分けていない。ビデオカメラによる録画時には音声も録音されており、「録画」というときには映像と音声両方が記録されているという前提がある。ただ、映像の開示は拒否するが、音声記録はそのまま研究会で公表してもかまわないという同意の取り付け方も考えられる。その場合は、音声と映像に分けて、それぞれ 6 つの事項を列举する必要が出てくるだろう。
- 6) この報告に際しては、調査実施主体である市町村が国に提出した実施報告書を、情報公開制度を活用して請求したことだった。対象は、東京の区と各都県の

市ということだった。番組中では、「自治体」と言っていたが、実施報告書を請求しなかったという町村の数値が「調査に応じなかった世帯」数の集計に含まれているかどうかは不明である。

- 7) 南が出席したシンポジウムは「社会調査の困難をめぐって：社会の中の社会調査」である。同時に開催されたもう1つは、「社会調査の困難をめぐって：社会学の中の社会調査——その方法的反省——」というタイトルだった。
- 8) 実験やサーベイでは、代表性や一般化可能性は「外部的妥当性 (external validity)」という用語で表現されている（中道 1997; Neuman 1997）。とくに、選挙の結果予測においては、「精度」という言葉が使われているようだ。予測の精度ということだろう。
- 9) 1995年7月の参議院議員選挙でNHKが実施した出口調査では、「調査地点数は、1選挙区あたり16から48カ所、全国で1344カ所。調査対象者は、全国で15万888人、回答者は12万237人で、有効回答率は79.7%であった」（仁平 1996: 23）。
- ヤフーを使って「出口調査&選挙」で検索したところ（2003年1月4日）、2540件がヒットした。最初の40件ほどのなかに、新聞社が選挙報道に利用した結果を報告し、出口調査の方法論にも言及しているものがいくつかあった。そのなかで方法が一番詳しく書かれていたのが、2002年10月27日に投票が行われた衆参統一補欠選挙の出口調査についての毎日新聞社政治部の分析だった。「27日に補欠選挙の投票が行われた衆参7選挙区の計268投票所で、投票を終えたばかりの有権者に調査用紙を渡し、(1) 今回の補選でだれに投票したか (2) 何を基準に投票したか (3) 前回選挙でだれに投票したか (4) 小泉純一郎首相を支持するか、しないか (5) 普段の支持政党はどこか——の計5問を選択式で記入してもらった。衆院の5選挙区は30カ所、参院の2選挙区は60カ所の投票所を無作為に選び、衆院は1500人、参院は3000人を目標に調査用紙を手渡した。／得られた回答数は衆院山形4区1548人▽同神奈川8区1470人▽同新潟5区1535人▽同大阪10区1498人▽同福岡6区1500人▽参院千葉2899人▽同鳥取3000人。7選挙区合計の回答者は1万3450人だった」(<http://www.mainichi.co.jp/eye/2002senkyo/bunseki/11.html>)。普通の世論調査の結果を報道するときには、報道機関は有効回答（回収）率を明示するようになってきている。だが、出口調査については、今回調べたのは毎日新聞社、朝日新聞社、読売新聞社、日経リサーチ社のそれぞれの記事（ホームページ）1つずつだが、有効回答数は言及されていても回収率が明示されているものはなかった。
- 10) NHKの放送文化研究所が1998年10月に実施した第6回「日本人の意識」調査は、「個人面接法」で16歳以上の5400人を対象とし、67.1%にあたる3622人から回答を得ている。同じく、2002年3月の「日本人と憲法2002」調査では、3600人

- が対象で、「調査有効数」は2336人、「調査有効率」は64.9%だった。郵送法では、東京都が1995年7月から8月にかけて行った「事業系ごみ全面有料化に関する都民アンケート」を挙げておこう。一般都民7000人を対象にして、有効回答数が2024件で28.9%だった。
- 11) 安田（1970）は、調査に協力しなかった人が、調査に協力した人と異なる属性を示すかどうかを分析している。これは、「疑似再調査」ともいうべき方法で、調査のために訪問した回数で分けて結果を比較したというものだ。訪問2回目までに回答が得られた協力者（391名）を疑似本調査、3回目から6回目の訪問で回答が得られた協力者（143名）を疑似再調査として分ける。比較すると、「まったく同じ結果を得ているとはいえないものの、それほど著しい相違を示しているとはいえない」と安田は結論している（1970: 30）。なお、この研究については、山田一成氏の教示を受けたことを記して感謝する。
- 12) 『ライフ・ヒストリー法を学ぶ人のために』という論文集の編者である谷富夫は、ライフヒストリー法について紹介する論文において以下のように述べている：「学問の方法を『個性記述的』と『法則定立的』とに分ける考え方がある。かつてW. ヴィンデルバントが、一般的な命題、普遍的法則を定式化する自然科学を法則定立學と呼び、一回的・個性的事象を追求する歴史学を個性記述学と呼んだことに由来する、方法論上の科学分類である。これに従えば、ライフ・ヒストリー法における異文化理解とは、明らかに個性記述の追求である」（谷 1996: 17）。理論社会学者の吉田民人は、「法則」にたいして「規則（ルール）」を対置し、社会科学が目指すのは「法則」ではなく「一般化命題」であると論じている。南としてもまとまった検討を行いたいところだ。別の機会を期したい。
- 13) このような心理が働くのは調査場面に限定されるわけではない。2002年夏のS市での調査で、追跡調査に協力してくれた栗本さんから以下のような発言があった。S市の日本人のあいだでは、なぎさ学園で子どもが同級生となっている母親同士が親しくつきあうことが多い。だが、栗本さんの昔からの仲良しで、最近集まりに出てこないお母さんが2人いる。その2人の子どもは、高校卒業後どちらも大学に行っていない。そのために、子どもの近況を話すということが主たる話題となるような集まりには顔を出さないのではないかということだった。
- 14) 調査がもたらす利益には、知識の蓄積や政策決定など、調査協力者本人に直接還元される側面の薄いものと、調査協力者への援助といった直接に還元されるものとがある。調査協力の対価として少額の金品を提供する場合もある。精神療法を専門とするJosselsonは、「インタビューはカタルシスとなるし、他者の経験を理解する私の能力は相手にとって支持的なものだ（affirming）と信じている」と言っている

- (1996: 62)。臨床心理学の訓練を受けていない南にはこのような主張をすることはできないが、インタビューをしていて話すことが持つ「カタルシス」効果のようなものを感じることは多い。
- 15) 佐藤は、「ワンショット・サーベイあるいはヒット・エンド・ラン式などと呼ばれる、『一回やってしまえばそれで終わり』という単発式のアンケート調査」という言い方を紹介している(1992: 50)。
- 16) このことの、サーベイ調査への含意を考えるのに興味深い例があった。2000年6月に投票があった衆議院議員選挙の三重5区の出口調査についての倉内の報告だ。「藤波候補（無所属）と山村候補（民主）の接戦を全く捉え切れなかった」と言う。「出口調査では山村候補が藤波候補に10ポイント以上の大差をつけて圧勝を予想したが、結果は藤波候補が僅差で当選した。／やはり有罪判決者への投票を正直に答えることには抵抗があるのだろう。残念ながらいまのところ、このような例への対応方法は見つかっていない」（倉内 2000）。有罪判決を受けた候補者に投票したということを隠すために、別の候補者に投票したと回答したという解釈のようだ。そういう要因も大きいだろうが、そもそも、藤波孝夫候補に投票した人は協力を拒否したということも考えられるのではないだろうか。
- 17) 南はかつて、帰国子女の「適応問題」を考察するのに、分析単位(unit of analysis)として、帰国子女という個人ではなくその周囲の人間(文脈)も含むべきだという議論を行ったことがある(南 1996)。本論では逆方向の提案をすることになったわけだが、両者がどのような関係にあるかは今後の課題としたい。

## 文 献

- Babbie, E. 1995. *The practice of social research.* 7th.ed. Wadsworth.
- \_\_\_\_\_. 1999. *The basics of social research.* Wadsworth.
- Bar-On, D. 1996. Ethical issues in biographical interviews and analysis. In Josselson, R. ed. *Ethics and process in the narrative study of lives.* Sage, 9-21.
- Campbell, D. T. & Stanley, J. C. 1963. *Experimental and quasi-experimental designs for research.* Rand McNally.
- Cassell, J. 1980. Ethical principles for conducting fieldwork. *American Anthropologist* 82: 28-41.
- Cicourel, A. V. 1974. *Cognitive sociology: Language and meaning in social interaction.* Free Press.
- Duranti, A. 1997. *Linguistic anthropology.* Cambridge University Press.
- Goodwin, C. 1981. *Conversational organization: Interaction between speakers and*

- hearers.* Academic Press.
- Heath, C. 1986. *Body movement and speech in medical interaction.* Cambridge University Press.
- Heath, C. & Luff, P. 2000. *Technology in action.* Cambridge University Press.
- 保阪正康. 2002. 『大学医学部の危機』講談社文庫.
- Josselson, R. 1996. On writing other people's lives: Self-analytic reflections of a narrative researcher. In Josselson, R. ed. *Ethics and process in the narrative study of lives.* Sage, 60-71.
- Kendon, A. 1970. Movement coordination in social interaction: Some examples described. *Acta Psychologica* 32: 100-125. In 1990. *Conducting interaction: Patterns of behavior in focused encounters.* Cambridge University Press, 91-115.
- Kendon, A. & Ferber, A. 1973. A description of some human greetings. In Michael, R. P. & Crook, J. H. eds. *Comparative ecology and behaviour of primates.* Academic Press, 591-667. = 1996. 人間の挨拶行動. 菅原和孝他編『コミュニケーションとしての身体』佐藤知久訳. 大修館書店. 136-188.
- Kotre, J. 1995. *White gloves: How we create ourselves through memory.* Free Press.  
= 1997. 『記憶は嘘をつく』石山鈴子訳. 講談社.
- 倉内敦史. 2000. 出口調査の効果と課題. 『Nikkei Research Report』2000-3. 日経リサーチ社ホームページ (2003年1月アクセス).
- Lipson, J. G. 1994. Ethical issues in ethnography. In Morse, J. M. ed., *Critical issues in qualitative research methods.* Sage, 333-355.
- McDermott, R. P., Gospodinoff, K., & Aron, J. 1978. Criteria for an ethnographically adequate description of concerted activities and their contexts. *Semiotica* 24: 245-275.
- Milgram, S. 1963. Behavioral study of obedience. *Journal of Abnormal and Social Psychology* 6: 371-378.
- \_\_\_\_\_. 1965. Some conditions of obedience and disobedience to authority. *Human Relations* 18: 57-76.
- \_\_\_\_\_. 1974. *Obedience to authority.* Harper & Row. = 1980. 『服従の心理：アイヒマン実験』岸田秀訳. 河出書房新社.
- Minami, Y. 1993. *Growing up in two cultures: The educational experiences of Japanese students in America and their return to Japan.* Ph.D. diss. University of California, San Diego.
- 南 保輔. 1995. 海外在住日本人母親のコミュニケーション行動. 『コミュニケーション行動

- ン紀要』10: 101-152.
- \_\_\_\_\_. 1996. 帰国子女の「適応問題」：分析単位に関する一考察. 『成城文藝』155: 111-81.
- \_\_\_\_\_. 1997. 言語能力の帰属と異文化間コミュニケーション：聴覚・視覚・触覚・背景情報が発話の解釈に及ぼす効果についての実験的研究. 『コミュニケーション紀要』11: 79-120.
- \_\_\_\_\_. 2000. 『海外帰国子女のアイデンティティ：生活経験と通文化の人間形成』東信堂.
- \_\_\_\_\_. 2001. フィールドに参与することとフィールドを読むこと：フィールドリサーチは（フィールドでの）選択の積み重ねだ. 石黒広昭編『AV 機器をもってフィールドへ：保育・教育・社会的実践の理解と研究のために』新曜社. 77-100.
- 森岡恭彦. 1994. 『インフォームド・コンセント』 NHK ブックス.
- 中道 實. 1997. 『社会調査方法論』 恒星社厚生閣.
- Neuman, W. L. 1997. *Social research methods: Qualitative and quantitative approaches*. 3rd.ed. Allyn & Bacon.
- 仁平俊夫. 1996. 選挙と出口調査：NHK の手法と課題. 『行動計量学』23-1: 20-27.
- 大竹雅子. 2003. 参与構造に関する微視的研究：協同する人々の参与戦略. 成城大学 大学院文学研究科修士論文.
- 佐藤郁哉. 1992. 『フィールドワーク：書を持って街へ出よう』新曜社.
- 杉山明子. 1996. 選挙にみる調査の現状と課題. 東京女子大学ホームページ（2003年1月アクセス）.
- \_\_\_\_\_. 1997. 実査における問題点. 日本行動計量学会発表論文要旨. 東京女子大学ホームページ（2003年1月アクセス）.
- 谷 富夫. 1996. ライフ・ヒストリーとは何か. 谷編『ライフ・ヒストリーを学ぶ人のために』世界思想社. 3-28.
- 安田三郎. 1970. 『社会調査の計画と解析』 東京大学出版会.

## Ethical Issues in Social Research and Field Research: Refusal to Participate and Generalizability of Research Results

MINAMI Yasusuke (Seijo University)  
yminami@seijo.ac.jp

### ABSTRACT

Qualitative approaches in social research such as intensive interview and participant observation are often criticized for their weak claim to generalizability. This paper argues that the degree of generalizability of quantitative research is not so superbly greater because one-third of the sample decline to respond in most questionnaire surveys. Consequently, their appeal of research benefits in soliciting participation is unwarranted. On the other hand, field researchers do not utilize random but nonprobability sampling. Although they cannot mathematically assume that their findings are generalizable to target populations, they have some ideas about what kind of people refuse to take part in the research. The decision people make to participate in research or not is one of the most critical ones and has the largest consequences. People make such decisions in the course of interacting with researchers. Ethics is not just a prerequisite for research activities but an integral part of empirical social sciences.

KEY WORDS: ethics, generalizability, field research, informed consent